

電波法第 104 条の 2 第 1 項の規定により付す条件

日本放送協会所属テレビジョン放送局（総合放送）及び民間地上基幹放送事業者所属テレビジョン放送局

《条件》

- \* 放送番組の編集及び放送に当たっては、申請書記載のとおり、教育番組 10%以上、教養番組 20%以上を確保すること。

日本放送協会所属テレビジョン放送局（教育放送）

《条件》

- \* 放送番組の編集及び放送に当たっては、申請書記載のとおり、教育番組 75%以上、教養番組 15%以上を確保すること。

無線設備規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 119 号）による改正後の無線設備規則第 7 条の基準（新スプリアス基準）に合致することの確認がとれていない無線設備を有する放送局

《条件》

- \* 無線設備規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 119 号）による改正後の無線設備規則第 7 条の基準（新スプリアス基準）に合致することの確認がとれていない無線設備の使用は、平成 34 年 11 月 30 日までに限る。